■新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免について

1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置の期間延長に伴う条例改正

2 減免対象となる保険税

令和4年度分に相当する保険税であり、令和4年度末に被保険者の資格を取得した こと等により令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に納期限が到来す るもの

3 減免内容

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を
 - 負った世帯 ⇒ **保険税全額を免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産 収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のア〜ウの全てに該当する
 - 世帯 ⇒ 保険税の10分の2~全額を免除
 - ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠 償等を除く)が、前年の事業収入の10分の3以上であること
 - イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること
 - ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
 - ※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、保険税の全額を免除する。